

日本における令和4年度の人権啓発重点目標

『誰か』のこと じゃない。



自転車の運転に気を付けよう ～加害者にも被害者にもならないために～

自動車は赤信号で止まります。それは交通事故を起こさず、安全に車を運転するためです。しかし、自転車を運転する人の中には、交通ルールを守らずに運転している人が少なからず見られます。自動車と違って、免許がいらず、手軽に乗れる乗り物だからでしょうか。しかし、いったん道路に出れば、自転車も立派な道路交通法に従うべき軽車両という乗り物です。もし、道路上を自分勝手に自転車で走り回る人が多かつたらどうなるでしょう？あちこちで交通事故が起きてしまいます。人権的に考えれば、道路交通法を守っていくことは、みんなの人権を守っていくことにつながるのです。加害者にも被害者にもならないように、しっかりと道路交通法を守り、交通安全をみんなで作っていきましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう。

9月21日～30日まで秋の全国交通安全週間です。

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

☆歩道を通行できる場合→標識でよいと示されている道、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者など

② 車道は左側を通行する。

☆車道の左側を走ります。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行（ゆっくり走ること）

☆歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を走ります。また歩行者の通行を妨げてしまう時には、一時停止をしなければなりません。歩道をすごい勢いで走っている自転車や、どけと言わんばかりにベルを鳴らしている自転車は、誤った運転をしているという事になります。

④ 安全のためのルールを守る。

- ・飲酒運転の禁止 → 自動車と同様に禁止です。
- ・二人乗りの禁止 → いざと言う時、自転車が止まりづらくなり、衝突の危険性が高まります。
- ・並列走行の禁止 → ただし、並進可の標識があるところでは2台までなら並んで通行ができます。
- ・夜間はライトを点灯させる → ライトをつけないと、相手からも見えにくく、事故につながります。
- ★交差点での信号を守る、信号のない交差点では一時停止と安全確認を怠らないことが身を守ります。

⑤ こどもはヘルメットを着用する。

- ・市川市では、部活動で移動のため自転車を利用する際は、ヘルメットの着用を義務付けています。

⑥ その他

- ・傘さし運転禁止 → 傘を差しながらの自転車運転は危険です。
- ・携帯電話の使用禁止 → 画面を見ながら運転することは危険です。
- ・イヤフォン、ヘッドフォンなどの使用禁止

→ 交差点などで、迫ってくる自動車などの音が聞こえず危険です。

※過去に、小学5年生が急な坂でスピードを出しすぎ、歩行者と衝突し、相手は意識不明の寝たきりとなりました。そして、裁判となり、損害賠償という事で、当時小学5年の子と保護者に対し、被害者に9500万円の支払いが命じられました。交通事故は相手の人生も自分の人生も狂わせることがあるのです。

自分だけは大丈夫って思っていないですか？

そんなことはありません。誰にだって、事故をしてしまう、事故にあってしまう可能性はあるんです。

この先の交差点から、自転車が飛び出してくるかも？というような危険予測運転ができるように。